

原議保存期間	5年(令和9年3月31日まで)
有効期間	一種(令和9年3月31日まで)

警視庁交通部長  
各道府県警察本部長  
(参考送付先)  
庁内各局部課長  
警察大学校交通教養部長  
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁交企発第74号  
令和4年3月25日  
警察庁交通局交通企画課長

交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部改正について

本日、交通の方法に関する教則及び交通安全教育指針の一部を改正する国家公安委員会告示（令和4年国家公安委員会告示第18号。以下「改正告示」という。）の制定が決定され、交通の方法に関する教則（昭和53年国家公安委員会告示第3号。以下「教則」という。）及び交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号。以下「指針」という。）が別添のとおり改正された。

改正告示は、本日公布され、本年4月1日から施行されるが、本改正の概要及び主な改正事項は下記のとおりであるので、安全運転管理者等法定講習など、あらゆる機会を通じて、周知徹底に努められたい。

## 記

### 1 改正の趣旨

#### (1) 教則

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号）により、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第9条の10が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。

#### (2) 指針

通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策（令和3年8月4日交通安全対策に関する関係閣僚会議決定）において、「ドライブレコーダーを活用した交通安全教育の推進等、安全運転管理者が行う安全運転管理業務の内容の充実を図る」と記載されていることを踏まえ、所要の改正を行うもの。

### 2 概要

#### (1) 教則

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認し、その記録を一年間保存することについての記載を追加した（教則第11章第2節2(3)キ）。

#### (2) 指針

安全運転管理者等が運転者に対し交通安全教育を実施する場合に、ドライブレコーダーの記録映像等により、運転者に自身の運転行動を客観的に振り返らせるなどして、きめ細かな交通安全教育を実施することが望ましい旨の記載を追加した（指針第2章第5節3(3)ウ）。

○国家公安委員会告示第十八号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の二十八第一項及び第四項の規定に基づき、交通の法に関する教則（昭和三十二年国家公安委員会告示第三号）及び交通安全教育指針（平成十年国家公安委員会告示第十五号）の一部を次のように改正したので、告示する。

令和四年三月二十五日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

（交通の方法に関する教則の一部改正）

第一条 交通の方法に関する教則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得</p> <p>第2節 使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの義務</p> <p>[1 略]</p> <p>2 安全運転管理者など</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 安全運転管理者は、次のことを確実に行って、運転者に安全な運転をさせるようにしなければなりません。また、副安全運転管理者は、これらの業務について安全運転管理者を補助しなければなりません。</p> <p>[ア～カ 略]</p> <p><u>キ</u> 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認し、その記録を一年間保存すること。</p> <p><u>ク</u> [略]</p> <p><u>ケ</u> [略]</p> <p>(4) [略]</p>	<p>第11章 自動車所有者、使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの心得</p> <p>第2節 使用者、安全運転管理者、自動車運転代行業者などの義務</p> <p>[1 同左]</p> <p>2 [同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>[ア～カ 同左]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>キ</u> [同左]</p> <p><u>ク</u> [同左]</p> <p>(4) [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

(交通安全教育指針の一部改正)

第二条 交通安全教育指針の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第5節 成人に対する交通安全教育</p> <p>[1・2 略]</p> <p>3 業務用自動車運転者に対する交通安全教育</p> <p>業務用自動車（業務に関して用いられている自動車をいい、自動車運転代行業（注）を営む者による代行運転役務の対象となっている自動車（(2)において「代行運転自動車」という。）を含む。以下同じ。）の運転者（以下「業務用自動車運転者」という。）に対しては、第2章第5節2の内容として実施するもののほか、(1)に定める目的を達成するため、(2)に定める事項を内容として実施する。</p> <p>なお、この場合において、配慮すべき事項は(3)に定めるとおりとする。</p> <p>。</p> <p>[(1)・(2) 略]</p> <p>(3) 業務用自動車運転者に対する交通安全教育を実施するに当たって配慮すべき事項</p> <p>[ア・イ 略]</p> <p>ウ 安全運転管理者等によるきめ細かな教育の実施</p> <p>安全運転管理者等が運転者に対し交通安全教育を実施する場合は、<u>ドライブレコーダーの記録映像等により、運転者に自身の運転行動を客観的に振り返らせるなどして</u>運転者の日常の運転について十分に把握し、運転適性指導又は運転技能指導を受けさせるなどして</p>	<p>第2章 交通安全教育の内容及び方法</p> <p>第5節 成人に対する交通安全教育</p> <p>[1・2 同左]</p> <p>3 [同左]</p> <p>[同左]</p> <p>[(1)・(2) 同左]</p> <p>(3) [同左]</p> <p>[ア・イ 同左]</p> <p>ウ 安全運転管理者等によるきめ細かな教育の実施</p> <p>安全運転管理者等が運転者に対し交通安全教育を実施する場合は、<u>運転者の日常の運転について十分に把握し、運転適性指導又は運転技能指導を受けさせるなどして、</u>きめ細かな交通安全教育を実施することが望ましい。</p>

、きめ細かな交通安全教育を実施することが望ましい。

[4 略]

[4 同左]

備考 表中の [ ] の記載は注記である。

## 附 則

この告示は、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第六十八号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。